

九州国際大学地域連携センター市民講座

『改正民法について』

今年4月から18歳で成人になります。保護者と無関係に自由に契約ができますし、もちろん責任も負担します。市民にとって最も身近な法律の一つである民法の改正は市民生活に直接影響を与えます。そこで、九州国際大学地域連携センターでは、下記要領にて新進気鋭の実務家(弁護士)を迎え改正民法の主要な部分をその経緯も含めて市民の皆様にお届けすることにいたしました。充実した市民生活を送る一助として活用していただけると幸いです。

記

1. 令和4年12月10日(土) 18:00~19:00
改正の経緯、未成年者、時効など
2. 令和5年1月7日(土) 18:00~19:00
物権法(相隣関係・所有者不明土地)
債権法(法定利率・保証など)
3. 令和5年2月18日(土) 18:00~19:00
売買、賃貸借など
4. 令和5年3月11日(土) 18:00~19:00
相続法

講師 小野 純司 弁護士

会場 九州国際大学地域連携センター(黒崎コムシティ2階)

定員 20名(定員になり次第締め切り)

受講料 無料

お問い合わせは、電話またはメールにて受け付けます。

《お申込み・お問合せ》

九州国際大学地域連携センター

北九州市八幡西区黒崎3丁目15-3 コムシティ2階

TEL 093-631-2203

E-mail:chiiki@office.kiu.ac.jp

主催 九州国際大学地域連携センター